

事務局からのお知らせ

一時金給付と年金給付の選択について

加入期間15年以上の加入職員が脱退した時は、「一時金」と「年金」の選択することができます。それぞれにメリット・デメリットがありますので、ご検討の際にお役立てください。

(1) 一時金給付

メリット	<ul style="list-style-type: none">・退職所得控除という優遇税制を受けることができる。・社会保険料の計算対象にならない。・住宅ローンなど、高額のまとめた返済などに充てやすくなる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none">・手元にまとめたお金があることで、無駄遣いしてしまう場合がある。

(2) 年金給付

メリット	定期的に安定収入を得ることができるために、マネープランを立てやすい。
デメリット	公的年金等控除を超えた額は雑所得となるため、所得税、住民税、国民健康保険や介護保険料の対象となり、税金が高くなる可能性がある。

三 福祉医療機構に加入されている事業所様へ

前回の基金よりでもお知らせいたしましたが、福祉医療機構以外の退職手当金の源泉徴収票を添付される場合は、退職手当金請求書に必ずのりづけをしてください。

この場合、退職手当金請求書のB欄とE欄のご記入も必要となります。

会員ホームページリニューアルのお知らせ

会員専用ホームページは、運用開始（平成27年2月）から約4年が経過し、加入事業所様よりシステムについて、機能や操作性等についてご意見をいただいております。
そのため、より使いやすくなるシステムへの改修を検討し、平成31年度8月頃を目安に改修を実施したいと考えております。

主な改修内容

(1) 届出に合わせた加入者数・掛金の表示

現状	各事業所様で届出状況を反映したリアルタイムでの加入者数や掛金を確認することができませんでした。この結果、締め前に正しい掛金についてお問い合わせをいただき、掛金の入金不足や過剰入金が発生するようになりました。
改修後	各事業所で届出状況に合わせたリアルタイムでの加入者数（掛金）が確認できるようになります。

(2) 事業所間を異動する際の届出方法変更

現状	転出事業所、転入事業所双方が自由に届出ができるため、届出内容の不一致や届出日の不一致が生じることがありました。
改修後	転出入双方の登録内容が一致するような仕組みに変更します。

(3) 加入者明細表・要支給額明細表 休職期間の表示変更

現状	表示される休職期間は、委託銀行(三井住友信託銀行)のカウント方法による値のため、給付額算出の県社協カウントの休職期間とは異なっています。
改修後	休職期間の表示は、すべて県社協カウントになります。 ※但し、改定前のデータは委託銀行のカウントとなります。

(4) 会員TOP画面のデザイン変更

会員専用ホームページ内のボタンデザインを全体的に大きくすることで、操作がわかりやすくなる。

お問い合わせ先

新潟県社会福祉協議会 総務管理課 主事 渡邊 慎也 / 嘴託 山鳥 真樹
TEL : 025-281-5520 / FAX : 025-281-5528
MAIL : soumu@fukushiniiigata.or.jp

★ 新潟県福祉人材センターからのお知らせ

2017年4月から介護福祉士資格をお持ちの方は、離職時に都道府県福祉人材センターに届け出ることが努力義務となりました。離職される方にご周知をお願いします。